

事例番号:280038

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 0 日

5:00 破水のため搬送元分娩機関を受診

5:03- 胎児心拍数基線 170 拍/分、基線細変動減少、一過性頻脈なし

6:14 胎児機能不全のため母体搬送

4) 分娩経過

妊娠 39 週 0 日

6:20 当該分娩機関到着

7:50 胎児機能不全、絨毛膜羊膜炎のため帝王切開決定

10:12 帝王切開により児娩出

胎児付属物所見:胎盤病理組織学検査で臍帯炎、絨毛膜羊膜炎(Ⅲ度)を認める

緑褐泥状の羊水混濁および異臭を認める

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 0 日

(2) 出生時体重:2632g

(3) 臍帯動脈血ガス分析値:pH 7.199、PCO₂ 66mmHg、PO₂ 5mmHg、HCO₃⁻ 25.7mmol/L、

BE -2mmol/L

- (4) アプガースコア:生後1分1点、生後5分5点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(マスク・チューブ)、気管挿管
- (6) 診断等:
 - 出生当日:新生児仮死、細菌性髄膜炎(疑)
- (7) 頭部画像所見:
 - 生後32日:頭部MRI所見で脳虚血による変化(T1強調画像にて両側の視床、基底核に对称性に高信号域)を認める。

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

- (1) 診療区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
 - 医師:産科医1名
 - 看護スタッフ:助産師1名、准看護師1名

<当該分娩機関>

- (1) 診療区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
 - 医師:産科医2名、小児科医1名、麻酔科医2名
 - 看護スタッフ:助産師2名、看護師2名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、胎児の脳の低酸素や虚血による中枢神経障害であると考えられる。
- (2) 胎児の脳の低酸素や虚血の原因は、絨毛膜羊膜炎等の子宮内感染に加えて、臍帯血流障害の可能性もある。
- (3) 中枢神経障害の発症時期は、妊娠38週3日以降、妊娠39週0日までの間と考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

搬送元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関における受診時の対応(パルサイン測定、内診、分娩監視装置装着、血液検査)は一般的である。
- (2) 搬送元分娩機関において妊娠 39 週 0 日受診時の胎児心拍数陣痛図所見から胎児機能不全と診断し、母体搬送を決定したことは適確である。
- (3) 当該分娩機関における入院時の対応(内診、分娩監視装置装着、パルサイン測定)および感染を考慮した対応(血液検査と抗菌薬投与)は一般的である。
- (4) 胎児機能不全、絨毛膜羊膜炎の診断で帝王切開を決定したことは一般的である。
- (5) 入院後、帝王切開の決定まで 1 時間 30 分を要したこと、帝王切開決定から児娩出まで 2 時間 22 分を要したことについては賛否両論がある。
- (6) 小児科医立ち会いのもと帝王切開を行ったことは一般的である。
- (7) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。
- (8) 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

3) 新生児経過

蘇生処置(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブバッグによる人工呼吸)および当該分娩機関 NICU に入室としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 搬送元分娩機関
なし。
- (2) 当該分娩機関
なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 本事例のように、分娩時に重症の酸血症を呈しておらず、分娩前の数日間に発生した異常が中枢神経障害を引き起こし、脳性麻痺を発症したと推測される事例がある。同様の事例を蓄積して、疫学的および病態学的視点から、調査研究を行うことが望まれる。

イ. 妊産婦自身が異常に気づき、早期に連絡や受診ができるよう、教育や指導を行う体制(母親学級など)を整備することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。